



宮 崎 県 公 報

平成23年4月21日(木曜日) 第 2278 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定……………(医療業務課)	1
○救急病院の辞退……………(“)	1
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課)	1
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(3件)……………(水産政策課)	1
○歳入の収納の事務の委託……………(“)	2
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………(“)	2
○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課)	3
○道路の供用の開始(5件)……………(“)	4
公 告	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(税務課)	5
○入会林野整備計画の適当の決定……………(山村・木材振興課)	5

頁

○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商業支援課)	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(“)	5
○家畜伝染病発生の届出……………(畜産課)	6
○基本測量の実施の通知……………(管理課)	6
○基本測量終了の通知(4件)……………(“)	6
○公共測量の実施の通知……………(“)	6
○公共測量終了の通知(2件)……………(“)	6
教育委員会告示	
○宮崎県指定史跡の一部指定解除……………	6
公安委員会告示	
○暴力追放運動推進センターに関する規則第3条に基づく名称の変更……………	6
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始決定の取消し……………	7
○収用の裁決手続の開始決定……………	10

告 示

宮崎県告示第 313号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

2 救急病院の認定の有効期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

宮崎県告示第 314号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等を辞退した。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称及び所在地

名 称	所 在 地
西都医師会病院	西都市大字妻1537番地

宮崎県告示第 315号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
峰 松 俊 夫	愛泉会日南病院	日南市	内科・神経内科	平成23年4月1日
二 宮 雄 一	社団法人八日会 藤元早鈴病院	都城市	循環器科	平成23年4月1日
高 村 一 紘	国民健康保険 西米良診療所	西米良村	内科・外科・整形外科・小児科・リハビリテーション科	平成23年4月1日

宮崎県告示第 316号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市 古谷幸春 延岡市 日野淳一朗
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 317号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市 柳田靖彦 延岡市 二見清
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土

宮崎県告示第 320号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定 (平成14年宮崎県告示第 427号) の一部を次のように改正し、平成23年 4 月21日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

	々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業以外のもの

宮崎県告示第 318号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市 有限会社鶴島網 延岡市 西良水産有限会社
加入区 の 名 称	島浦町加入区
区 域	島浦町漁業協同組合の地区
区 分	中型まき網漁業及び小型まき網漁業

宮崎県告示第 319号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

の線	牟田 452番 1地先から 同市同大字 字枯木ケ迫 441番1地 先まで	新	9.0～ 25.0	80.0
----	---	---	--------------	------

宮崎県告示第 325号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
334	県道	生目浮 田線	宮崎市大字 浮田字井倉 593番1地 先から同市 同大字同字 594番6地 先まで	旧	13.0～ 14.9	47.7
				新	13.0～ 27.5	47.7

宮崎県告示第 326号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	都城市太郎 坊町1903番 1地先から 同市同町19 85番6地先 まで	平成23年 4 月21日

宮崎県告示第 327号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字下水 流 107番25 地先から同 郡同村同大 字同字 107 番25地先ま で	平成23年 4 月21日

宮崎県告示第 328号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡新富 町大字新田 字坂ノ上48 71番1地先 から同郡同 町同大字同 字4872番8 地先まで	平成23年 4 月21日

宮崎県告示第 329号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字岡松字永 牟田 452番 1地先から 同市同大字 字枯木ケ迫 441番1地	平成23年 4 月21日

先まで

宮崎県告示第 330号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 4 月21日から平成23年 5 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
334	県道	生目浮 田線	宮崎市大字 浮田字井倉 593番 1 地 先から同市 同大字同字 594番 6 地 先まで	平成23年 4 月21日

公 告

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 144条の 9 第 3 項の規定により軽油引取税に係るの特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名称及び代表者の氏名
合資会社 小川忠良商店
代表社員 小川幸子
- 主たる事務所の所在地
児湯郡都農町大字川北4802番地
- 指定取消年月日
平成23年 2 月15日

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第 6 条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第 6 条第 4 項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び延岡市役所において、平成23年 5 月23日までの間公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 名 称
長井入会林野整備組合
- 事務所の所在地
延岡市北川町長井5412番地
- 代表者の住所及び氏名
延岡市北川町長井5412番地
甲斐 速美

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規

定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 4 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき日南店
日南市吾田西 1 丁目 730番地 4
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号
 - 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 生活協同組合コープみやざき日南王子店
(変更後) 生活協同組合コープみやざき日南店
 - 変更年月日
平成23年 4 月 1 日
 - 変更した理由
店舗名称が決定したため
 - 届出年月日
平成23年 4 月12日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成23年 4 月21日から平成23年 8 月22日まで
 - 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - 期間
平成23年 4 月21日から平成23年 8 月22日まで
 - 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成23年 4 月21日
- 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスモール清武
宮崎市清武町正手 2 丁目32番地 外 6 筆
 - 意見の概要
意見を有しない
 - 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年4月21日から平成23年5月23日まで

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
馬伝染性貧血	馬	患畜	1	宮崎市	平成23年3月16日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量（機動観測）

2 作業地域

えびの市

3 作業期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2184号により公告した基本測量「電子国土基本図（地図情報）」が平成23年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2210号により公告した基本測量（基準点測量）が平成23年3月22日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2236号により公告した基本測量（基盤地図情報整備作業）が平成23年3月25日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮

崎県公報第2248号により公告した基本測量（基盤地図情報整備作業）が平成23年3月25日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（不動産登記法第14条地図作成）

2 作業期間

平成23年3月31日から平成24年3月18日まで

3 作業地域

宮崎市大字本郷北方の一部、大字本郷南方の一部、希望ヶ丘3丁目

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2246号により公告した公共測量（新田土地区画整理事業 4 級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量）が平成23年3月31日終了した旨、都城市長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2212号により公告した公共測量（基準点測量）が平成23年3月31日終了した旨、高鍋町長から通知があった。

平成23年4月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 2 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第32条第 1 項の規定により、次の表に掲げる件の指定を解除する。

平成23年4月21日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

種別	名称	所在地	備考
県指定史跡	富田村古墳7号墳	児湯郡新富町大字三納代字南原2694-6	円墳、指定地の一部の解除

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第30号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、財団法人宮崎県暴力追放センターから、名称及び暴力団員による不当な行為等の防止に

宮 崎 県 公 報

平成 23 年 4 月 21 日 (木曜日) 第 2278 号

関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条の 2 第 2 項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）を行う事務所の名称の変更届があったので、同規則第 3 条第 2 項の規定により公示する。

平成 23 年 4 月 21 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

- 1 宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定した者の名称及び暴力追放事業を行う事務所の名称
公益財団法人宮崎県暴力追放センター
- 2 変更年月日 平成 23 年 4 月 1 日